

別紙1—① 自民党・県民会議の違法支出

No	対象項目	違法事由	違法支出額(円)
1	簡便計算法による旅費(調査研究費・研修費・会議費)支出(別紙2)	簡便計算方法は、地方自治法及び条例に違反し、無効であるので、少なくとも宮城県の旅費規定による支給額を上回る分は違法な支出である。	33,807,079
2	柏佑整議員の別紙3記載の資料購入費(週刊誌等)	週刊文春・週刊新潮などの記事が調査研究の対象であったのが明らかになり、全額が違法支出である。	14,420
3	石川光次郎議員の別紙4記載の広報費	県政報告書には、政務調査以外の活動内容や情報も含まれており、少なくとも2分の1は違法支出である。(27,300×0.5)	13,650
4	外崎浩子議員の別紙4記載の広報費	とのさきNEWS等には、政務調査以外の活動内容や情報も含まれており、少なくとも2分の1は違法支出である。(333,920×0.5)	166,960
5	佐藤光樹議員の別紙4記載の広報費	県議会だより等には、政務調査以外の活動内容や情報も含まれており、少なくとも2分の1は違法支出である。(367,712×0.5)	183,856
6	中島源陽議員の別紙4記載の広報費	県政懇談会やこたつ通信等には、政務調査以外の活動内容や情報も含まれており、少なくとも2分の1は違法支出である。(247,936×0.5)	123,968
7	中山耕一議員の別紙4記載の広報費	県政報告会や県政だより等には、政務調査以外の活動内容や情報も含まれており、少なくとも2分の1は違法支出である。(47,520×0.5)	23,760
8	佐々木征治議員の別紙4記載の広報費	県政報告には、政務調査以外の活動内容や情報も含まれており、少なくとも2分の1は違法支出である。(306,075×0.5)	153,037
9	安倍孝議員の別紙4記載の広報費	会報、県政報告書、県政報告会等には、政務調査以外の活動内容や情報も含まれており、少なくとも2分の1は違法支出である。(821,144×0.5)	410,572
10	小林正一議員の別紙4記載の広報費	県政報告紙には、政務調査以外の活動内容や情報も含まれており、少なくとも2分の1は違法支出である。(334,340×0.5)	167,170
11	中村功議員の別紙4記載の広報費	資料の内容、数量・単価等が明らかになり、全額が違法支出である。	420,000
12	柏佑整議員の別紙4記載の広報費	議会報告には、政務調査以外の活動内容や情報も含まれており、少なくとも2分の1は違法支出である。(271,440×0.5)	135,720
13	畠山和純議員の別紙4記載の広報費	県政報告書等には、政務調査以外の活動内容や情報も含まれており、少なくとも2分の1は違法支出である。(23,763×0.5)	11,881
14	千葉達議員の別紙4記載の広報費	県政報告紙等には、政務調査以外の活動内容や情報も含まれており、少なくとも2分の1は違法支出である。(150,185×0.5)	75,092
15	相沢光哉議員の別紙4記載の広報費	県政報告会は、政治資金管理団体が主催したものであり、2分の1の支出も許されない。	670,014
16	大沼迪義議員の別紙4記載の広報費	折込チラシには、政務調査以外の活動内容や情報も含まれており、少なくとも2分の1は違法支出である。(21,850×0.5)	10,925
17	今野隆吉議員の別紙4記載の広報費	議会傍聴案内はがきは純然たる政務調査のためとは言えない。少なくとも2分の1は違法支出である。(12,500×0.5)	6,250
18	別紙5記載の事務費	会派控室では政務調査以外の活動(議員活動、政党活動等)も行われており、少なくとも2分の1は違法支出である。(1,549,359×0.5)	774,679
19	別紙6記載の人的費	会派控室では政務調査以外の活動(議員活動、政党活動等の補助)も行われており、少なくとも2分の1は違法支出である。(2,056,786×0.5)	1,028,393
20	佐藤光樹議員の10月30日支出の研修費	神道政治連盟は政治団体であり、その会費の政務調査費からの支出は許されない。	25,000
21	小林正一議員の10月30日支出の研修費	神道政治連盟は政治団体であり、その会費の政務調査費からの支出は許されない。	25,000
	合計		38,247,426

## 別紙1—② フロンティアみやぎの違法支出

No	対象項目	違法事由	違法支出額(円)
1	簡便計算法による旅費(調査研究費・研修費・会議費)支出(別紙2)	簡便計算方法は、地方自治法及び条例に違反し、無効であるので、少なくとも宮城県の旅費規定による支給額を上回る分は違法な支出である。	12,848,997
2	長谷川洋一議員の別紙4記載の広報費	ホームページには、政務調査以外の情報も掲載されており、少なくとも2分の1は違法支出である。(163,410×0.5)	81,705
3	渡辺忠悦議員の別紙4記載の広報費	集会には政務調査以外の活動も含まれており、少なくとも2分の1は違法支出である。(26,440×0.5)	13,220
4	小野陸議員の別紙4記載の広報費	フロンティアみやぎ県議会広報には、政務調査以外の活動内容や情報も含まれており、少なくとも2分の1は違法支出である。(356,206×0.5)	178,103
5	別紙5記載の事務費	会派控室では、政務調査以外の活動(議員活動、政党活動等)も行われており、少なくとも2分の1は違法支出である。(638,910×0.5)	319,455
6	別紙6記載の人的費	会派控室では、政務調査以外の活動(議員活動、政党活動等の補助)も行われており、少なくとも2分の1は違法支出である。(2,094,720×0.5)	1,047,360
7	渡辺忠悦議員の別紙7記載の会議費	集会には政務調査以外の活動も含まれており、少なくとも2分の1は違法支出である。(71,340×0.5)	35,670
8	伊勢敏議員の別紙7記載の会議費	集会には政務調査以外の活動も含まれており、少なくとも2分の1は違法支出である。(60,077×0.5)	30,038
	合計		14,554,548

## 別紙1—③ 民主フォーラムの違法支出

No	対象項目	違法事由	違法支出額(円)
1	簡便計算法による旅費(調査研究費・研修費・会議費・広報費)支出(別紙2)	簡便計算方法は、地方自治法及び条例に違反し、無効であるので、少なくとも宮城県の旅費規定による支給額を上回る分は違法な支出である。	10,449,916
2	坂下賢議員の別紙3記載の資料購入費(週刊誌)	どの週刊誌のどの記事が調査研究の対象であったかが明らかにならず、全額が違法支出である。	8,460
3	加賀剛議員の別紙3記載の資料購入費(週刊誌)	どの週刊誌のどの記事が調査研究の対象であったかが明らかにならず、全額が違法支出である。	24,840
4	菅原実議員の別紙4記載の広報費	広報用資料等には、政務調査以外の活動内容も含まれており、少なくとも2分の1は違法支出である。(150,150×0.5)	75,075
5	加賀剛議員の別紙4記載の広報費	県政報告の集会等には、政務調査以外の活動内容も含まれており、少なくとも2分の1は違法支出である。(1,713,606×0.5)	856,803
6	遊佐美由紀議員の別紙4記載の広報費	広報紙、ホームページには、政務調査以外の活動内容や情報も含まれており、少なくとも2分の1は違法支出である。(312,870×0.5)	156,435
7	坂下康子議員の別紙4記載の広報費	ホームページには、政務調査以外の情報も掲載されており、少なくとも2分の1は違法支出である。(1,207,135×0.5)	603,567
8	別紙5記載の事務費	会派控室では、政務調査以外の活動(議員活動、政党活動等)も行われており、少なくとも2分の1は違法支出である。(255,265×0.5)	127,632
9	菅原実議員の倫理法人会に払った法人会費(調査研究費)	倫理法人会は経営者の組織であり、会費を政務調査費から支出するのは妥当でない。全額が違法支出である。	120,000
	合計		12,422,728

別紙1—④ 公明・21世紀クラブの違法支出

No	対象項目	違法事由	違法支出額(円)
1	簡便計算法による旅費(調査研究費・研修費・会議費・広報費)支出(別紙2)	簡便計算方法は、地方自治法及び条例に違反し、無効であるので、少なくとも宮城県の旅費規定による支給額を上回る分は違法な支出である。	7,407,825
	合計		7,407,825

別紙1—⑤ 社民党・県議団の違法支出

No	対象項目	違法事由	違法支出額(円)
1	簡便計算法による旅費(調査研究費・研修費・会議費)支出(別紙2)	簡便計算方法は、地方自治法及び条例に違反し、無効であるので、少なくとも宮城県の旅費規定による支給額を上回る分は違法な支出である。	11,310,784
2	別紙4記載の広報費	ホームページには政務調査以外の情報も掲載されており、少なくとも2分の1は違法支出である。(600,000×0.5)	300,000
3	別紙5記載の事務費	会派控室では、政務調査以外の活動(議員活動、政党活動等)も行われており、少なくとも2分の1は違法支出である。(258,269×0.5)	129,134
	合計		11,739,918

別紙1—⑥ 無所属の会の違法支出

No	対象項目	違法事由	違法支出額(円)
1	簡便計算法による旅費(調査研究費・研修費・会議費)支出(別紙2)	簡便計算方法は、地方自治法及び条例に違反し、無効であるので、少なくとも宮城県の旅費規定による支給額を上回る分は違法な支出である。	5,039,895
2	別紙5記載の事務費	会派控室では、政務調査以外の活動(議員活動、政党活動等)も行われており、少なくとも2分の1は違法支出である。(230,457×0.5)	115,228
3	袋正議員が倫理法人会に払った法人会費(調査研究費)	倫理法人会は経営者の組織であり、会費を政務調査費から支出するのは妥当でない。全額が違法支出である。	120,000
	合計		5,275,123

別紙1—⑦ 無所属 大学幹男議員の違法支出

No	対象項目	違法事由	違法支出額(円)
1	簡便計算法による旅費(調査研究費・研修費・会議費)支出(別紙2)	簡便計算方法は、地方自治法及び条例に違反し、無効であるので、少なくとも宮城県の旅費規定による支給額を上回る分は違法な支出である。	1,872,621
	合計		1,872,621

別紙1—⑧ 無所属 百足健一議員の違法支出

No	対象項目	違法事由	違法支出額(円)
1	簡便計算法による旅費(調査研究費・研修費・会議費)支出(別紙2)	簡便計算方法は、地方自治法及び条例に違反し、無効であるので、少なくとも宮城県の旅費規定による支給額を上回る分は違法な支出である。	1,563,348
2	別紙7記載の会議費	会費制で行った県政報告・懇談の茶菓子、会場費の不足分の補てんに充てたことであるが、収入、支出の全容が明らかにならず、支出を認めることはできない。全額が違法支出である。	258,195

	合計	1,821,543
--	----	-----------

別紙1—⑨ 無所属 千葉正美議員の違法支出

No	対象項目	違法事由	違法支出額(円)
1	簡便計算法による旅費(調査研究費・研修費・会議費)支出(別紙2)	簡便計算方法は、地方自治法及び条例に違反し、無効であるので、少なくとも宮城県の旅費規定による支給額を上回る分は違法な支出である。	2,376,995
	合計		2,376,995

別紙1—⑩ 無所属 大沼迪義議員の違法支出

No	対象項目	違法事由	違法支出額(円)
1	簡便計算法による旅費(調査研究費・研修費・会議費)支出(別紙2)	簡便計算方法は、地方自治法及び条例に違反し、無効であるので、少なくとも宮城県の旅費規定による支給額を上回る分は違法な支出である。	228,388
	合計		228,388

別紙1—⑪ 無所属 佐々木喜蔵議員の違法支出

No	対象項目	違法事由	違法支出額(円)
1	簡便計算法による旅費(調査研究費・研修費・会議費)支出(別紙2)	簡便計算方法は、地方自治法及び条例に違反し、無効であるので、少なくとも宮城県の旅費規定による支給額を上回る分は違法な支出である。	1,862,685
	合計		1,862,685

No	会派名	違法支出額(円)
1	自民党・県民会議	38,247,426
2	フロンティアみやぎ	14,554,548
3	民主フォーラム	12,422,728
4	公明・21世紀クラブ	7,407,825
5	社民党・県議団	11,739,918
6	無所属の会	5,275,123
7	大学幹男	1,872,621
8	百足健一	1,821,543
9	千葉正美	2,376,995
10	大沼迪義	228,388
11	佐々木喜蔵	1,862,685
合計		97,809,800